

広島県告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和二年二月三日までの間、縦覧に供する。

令和二年一月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

瀬野呉線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	旧				
〇	九	〇	七・〇〇〇 九・一〇〇	一七・〇〇〇 一一・〇〇〇	
〇	〇	〇	一八・一〇〇 一八・九〇〇	一一・〇〇〇	拡幅
呉市西谷町二四六番地先から 呉市西谷町二四六番地先まで					